

# 名古屋市民間保育所等保育士等奨学金返済支援事業のご案内

## (1)概要

保育士養成施設修了の要した奨学金を返済している保育士のうち、「2 補助対象条件」を満たす保育士等に対して、その返済を支援する制度

## (2)補助額

対象者1人当たり、上限**120,000円/年度**

(1年度間に実際に返済された額が12万円を超えない場合は、実際の返済額まで)

## (3)対象期間

勤務開始から最大**3年度間**

\* 補助を受けるためには年度毎に申請が必要

## 2 補助対象条件

### (1)市内対象施設

保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業、私立幼稚園

※ただし、私立幼稚園は一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)及び預かり保育拡充事業を実施する場合に限る。

### (2)対象者の条件

以下の条件をすべて満たす者

ア 奨学金を利用して保育士資格を取得していること

イ 資格取得後1年以内に市内対象施設に勤務していること

ウ 市内対象施設に常勤の保育士等として雇用され、同一法人内施設で3年を経過していないこと(私立幼稚園職員の方は(1)記載の事業に専任従事している方のみ対象)

エ 自ら奨学金を返済していること

オ この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと(同法人内で勤務し続けている方は、3年度間は継続して利用可能)

カ 補助金の交付を受ける期間に類似の補助を受けていないこと

### (3) 対象となる金額

保育士養成施設修了に要した奨学金で当年度における返済額。

＜対象となる主な奨学金の例＞

- ・日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
- ・地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金(就学資金及び就学支援資金)
- ・地方公共団体の実施する育英資金

## 3 補助金支払の流れ

### (1) 申請

市より当案内が届いたら、以下の必要書類を、勤務する施設を通じて市へ提出。

ア 対象者様本人にご準備いただく書類

- 1 交付申請書兼返済計画書(別添 第1号様式)
- 2 奨学金の付与を証明する資料(※)  
(奨学金貸与証明、奨学生証、貸与奨学金返還確認票、返還契約書など)
- 3 保育士証の写し(※)
- 4 振込口座の写し(※)(市からの補助金の振込口座)  
(原則 給与口座の写し)

＜留意点＞

- (※)印がある書類は、昨年度も同様に補助を受けていて、昨年度の申請内容と変更がない場合は提出不要です。
- ・2「奨学金の貸与を証明する資料」については以下の内容が確認できることが必要です。
  - 奨学金の名称
  - 貸与者・返済者氏名
  - 返済開始時期
  - 本人名義の口座から返済していること
- ・3「保育士証の写し」及び4「振込口座の写し」については、旧制不可です。
- ・4「振込口座の写し」は以下の内容が確認できることが必要です。
  - 銀行名・支店名
  - 銀行コード・支店コード
  - 氏名(旧姓不可)
  - 口座番号

### (2) 実績報告

10月初めと3月末に以下の必要書類を提出。

- 1 実績報告書 ②返済証明証 ③在職証明証

### (3) 支払い

(2)の報告により半年ごとに返済額を確認し、11月と5月に半期分を対象者本人に支払い。

**【目的】**

保育士数の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

**【実施主体】**

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

**【要求(拡充)内容】**

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

**【補助率】**

国 2/1 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国 1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

**【補助単価】**

一人当たり 月額82000円(上限)